

新潟市アイスアリーナネーミングライツパートナー

募集要項



平成 30 年 11 月 7 日

新 潟 市

1 主旨

新潟市(以下「市」という。)は、新潟市アイスアリーナ(以下「本施設」という。)の愛称を命名する権利を企業等に与えることで、企業名やブランド名などの広告機会を提供し、これにより得られる対価を財源とした、スポーツ振興事業の拡充を図ることを目的として、ネーミングライツパートナー(以下「パートナー」という。)を募集します。

【参照:別紙1「新潟市アイスアリーナネーミングライツ事業実施要綱」】

2 ネーミングライツ事業の概要

(1)内容

市は、本施設の愛称を命名する権利を取得する企業等を募集し、命名された愛称を施設名称として使用する対価としてパートナーにご負担いただく命名権料を、スポーツ振興事業の拡充に役立てます。

実施に際して、市は愛称を積極的に使用することとし、パートナーと市、市民の3者にとって効果が得られる取り組みとします。

ただし、愛称は一般的に用いる呼称であり、条例で規定する施設の正式名称「新潟市アイスアリーナ」を変更するものではありません。

(2)効果

パートナー	<ul style="list-style-type: none">・宣伝効果 愛称の本施設などへの掲示、広報媒体への掲載、大会やイベントの開催を通じたマスメディアへの反復露出などにより、企業やブランド、商品名の宣伝効果が期待できます。・地域社会への貢献 ネーミングライツ事業を通じて、市の公共施設およびスポーツ振興事業を支援することで社会への貢献を果たすことができるとともに、イメージアップや競合他者との差別化が図れます。・施設の利用 パートナーが施設を利用できる日を設けます。 社員の福利厚生や、顧客・株主招待といった利害関係者との関わりなどにも活用できます。
市・市民	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ振興事業の拡充 命名権料を財源として、市が行うスポーツ振興事業を拡充し、市民に提供します。・施設への愛着の向上 呼びやすい、親しみやすい愛称の命名により、市民の施設への愛着が向上します。

3 募集内容

(1) 対象施設

新潟市アイスアリーナ（新潟市中央区鐘木 257-17）

本州日本海側唯一の通年利用可能な氷上スポーツ施設として、平成 26 年 2 月にオープンしました。

【参照：別紙 2 「新潟市アイスアリーナ施設概要」】

(2) 提案金額

契約金額 年額 800 万円以上(消費税込)

※1 万円単位で提案してください。

※今後、屋内広告掲載を募集し、他企業の広告が掲載される可能性があります。

(3) 契約期間

3 年以上の 1 年単位で、提案者の希望する期間

（ 始期：2019 年 4 月 1 日
終期：2022 年以降の各年 3 月 31 日で、提案者の希望する日 ）

(4) 費用負担

区分	パートナー	市	指定管理者
市および本施設の印刷物、ホームページへの掲載		○	○
施設及び車輛等への名称看板の設置、維持管理および契約終了時の撤去	○		
愛称による第三者の商標権等の侵害	○		

※詳細は契約時に協議します。

※ただし、施設及び車輛等の名称看板の変更等、現地での工事が必要なものについては、掲出開始時期について協議の上、調整させていただく場合があります。

(5) 愛称の条件

- ① 企業名やブランド名、商品名などを用いた愛称を命名することができます。
- ② 市民が呼びやすく、親しみやすい愛称を命名してください。
- ③ 施設イメージに合った、分かりやすい愛称を命名してください。
- ④ 契約期間中の愛称の変更はできません。
- ⑤ 場合により愛称と合わせて正式名称を併記することがあります。
- ⑥ 愛称および愛称看板が新潟市広告掲載要綱第 3 条 1 号から 5 号まで及び 7 号から 9 号までの各号に該当するものは認められません。

【参照：別紙 3 「新潟市広告掲載要綱」】

(6) パートナーメリット

① 本施設の愛称命名権

- ・(5)の条件に合う愛称を命名してください。

② 本施設、車輛等への愛称看板の設置

- ・建物の外壁 2 か所(エントランス上部, 建物北側壁面)
- ・送迎バス 2 台(土・日・祝日は本施設と新潟駅を 30 分おきにシャトル運行)
- ・整氷車 2 台(概ね 2 時間おきにリンクを整氷)

③ 本施設利用権

- ・4~9 月のうち, 大型連休期間を除く 1 日を, 専用利用日とすることができます。
- ・職員の福利厚生やイベント開催, 株主へのアピールなど, アイディア次第で活用してください。

④ 本施設 HP へのバナー広告の掲示

⑤ その他, 希望があれば契約交渉時に協議

【参照:別紙 4 「パートナーメリットの概要」】

(7) 命名権料の充当先 (スポーツ振興事業の拡充案)

命名権料は, 氷上スポーツの底辺拡大や, ジュニア層の競技力向上をはじめとしたスポーツ振興に役立てます。

※命名権料を充当して行った事業はパートナーに報告し, HP で市民に公表します。

4 応募資格

(1) 応募できる企業等

法人格を有する企業, 団体およびそれらのグループが応募の対象です。ただし, 以下の者は除きます。

- ・新潟市広告掲載基準 第 4 条に規定する業種を営む者又は事業者

【参照:別紙 5 「新潟市広告掲載基準」】

- ・国, 都道府県, 市町村に納めるべき税金に未納がある者
- ・暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成 24 年新潟市条例第 61 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。), 暴力団員(同条第 3 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 応募の代理

応募にあたり, 広告代理店を通じた書類の提出を認めます。この場合, 委任状【様式 2】を合わせて提出してください。

5 応募方法

(1) 応募期間

平成 30 年 11 月 7 日(水)から平成 30 年 12 月 7 日(金)まで

(2) 提出書類

- ①ネーミングライツパートナー申込書【様式 1】
- ②企業等の概要(沿革, 業務内容など)に関する資料(任意様式)
- ③定款, 寄附行為, 規約等
- ④登記事項証明書(商業登記 現在事項証明)
- ⑤国, 都道府県, 市町村に納めるべき税金に未納がないことを証明する書類
- ⑥社会貢献活動の実施状況が分かる資料(任意様式)
- ⑦直近 3 期分の損益計算書および貸借対照表(またはこれに代わる書類)
- ⑧委任状(広告代理店を通じて応募する場合のみ)【様式 2】

(3) 提出方法

提出書類を全てまとめ, 以下のいずれかの方法で提出してください。

① 郵送

書留郵便など配達履歴が残る方法で, 応募期間の最終日必着で郵送してください。

② 持参

応募期間の月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前 9 時 00 分から正午および午後 1 時から 5 時までの間に, 提出先に直接ご持参ください。

(4) 提出先

① 郵送

〒951-8550(専用番号)

新潟市役所 スポーツ振興課 アイスアリーナ担当

② 持参

新潟市役所 白山浦庁舎 1 号棟 2 階 スポーツ振興課

(新潟市中央区学校町通 1-602-1)

(5) 質問の受付

パートナーの募集に関する質問を, 以下の方法で受け付けます。

① 受付期間

平成 30 年 11 月 19 日(月)から平成 30 年 11 月 22 日(木)午後 5 時まで

② 受付方法

「ネーミングライツパートナーの募集に関する質問書」【様式 3】に必要事項を記載のうえ, 当該電子ファイルを添付した電子メールを③の送付先に送信してください。

送信者へは、着信確認を返信します。

③送付先

新潟市役所 スポーツ振興課

E-mail: sports@city.niigata.lg.jp

電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。

④回答方法

受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、市ホームページ (https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/sport/sport_shisetsu/areana/nr.html) に掲載して回答します。

(6)応募の辞退

申込書を提出後に応募を辞退する場合は、文書による辞退届(任意様式)を提出してください。

6 選定方法

(1)優先交渉者の選定

提出書類に基づき、新潟市アイスアリーナネーミングライツパートナー選定委員会が総合評価を行い、ネーミングライツ事業契約の優先交渉者を選定します。

優先交渉者は市と協議を行い、契約を締結してパートナーとなります。

(2)評価基準

評価は以下の項目及び配点で総合的に行います。なお、詳細はネーミングライツ評価基準に定めます。

評価項目	配点	評価内容
金額及び期間 (価格審査)	50	価格審査点 = 配点 × (比較金額 / 最高比較金額) 比較金額 = 提案契約金額 × (1 + 0.1 × 提案契約年数)
愛称	30	分かりやすさ、施設イメージとの整合、親しみやすさ
適格性	20	応募者の経営安定、社会貢献

【参照:別紙6「ネーミングライツ評価基準」】

(3)提案の失格

提出された提案が以下のいずれかにあたる場合は、失格とします。

- ①応募資格を有しない者が提出したもの
- ②評価項目の「愛称」及び「適格性」の評価が著しく低いもの
- ③提出書類に虚偽があるもの
- ④その他応募および選定に関し不正があったとき

(4) 結果の通知

選定の結果は、応募者に文書で通知します。

(5) 結果の公表

市と優先交渉者が協議を行い、ネーミングライツ事業契約を締結した場合は、パートナー名、本施設の愛称、契約金額、契約期間を公表します。

なお、パートナー以外のお応募者の情報は、原則として公表しません。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

- ① 優先交渉者の選定後、市と優先交渉者は速やかに契約に必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ事業契約を締結します。
- ② 優先交渉者と契約の締結に必要な協議が整わない場合、市は次点の者と契約に向けた協議を行うこととします。
- ③ 施設の周知・広報や施設名の掲示などの事前準備に必要な事項は、契約締結日以降に行えることとします。

(2) 契約の解除

契約締結後に、パートナーが以下のいずれかに該当する場合には、市は契約を解除することができます。

なお、この場合、現状回復等に必要な費用はパートナーが負担するものとし、残る契約期間の契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として負担していただきます。

- ① 契約に違反したとき
- ② 「4 応募資格」に規定する資格を満たさなくなったとき
- ③ 社会的に著しい不祥事や反社会的な行為を行ったことにより、本施設のイメージが損なわれる恐れが生じたとき

(3) 次回契約の優先交渉権

パートナーは、次回の契約について優先的に交渉できるものとします。

8 スケジュール

パートナーの選定から契約期間の開始までは、以下のスケジュールで行う予定です。

平成30年12月	ネーミングライツパートナー審査委員会
12月	優先交渉権者との協議
12月	契約締結(契約内容の公表)
平成31年 1月	施設パンフレット, HP作成

3月	施設外壁看板設置
4月1日	契約期間開始

9 担当部署

新潟市役所 スポーツ振興課 アイスアリーナネーミングライツ事業担当

〒951-8550(専用番号)

新潟市中央区学校町通 1-602-1

電話:025-226-2591(直通)

E-mail: sports@city.niigata.lg.jp

緊急の場合を除き、連絡は電子メールでお願いします。

電子メール件名は、「【アイスアリーナ NR】〇〇〇〇〇〇について」としてください。

新潟市アイスアリーナネーミングライツ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市アイスアリーナ（以下「本施設」という。）の愛称を命名する権利を企業等に与えることで、企業名やブランド名等の広告機会を提供し、これにより得られる対価（以下「命名権料」という。）を財源とした、スポーツ振興事業の拡充を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 本施設の愛称を命名する権利をいう。ただし、本施設の条例上の施設名称は変更しない。
- (2) ネーミングライツ事業契約 本施設のネーミングライツ及びネーミングライツに関連する特定の権利に関して市と相手方の企業等が締結する契約をいう。
- (3) パートナー ネーミングライツ事業契約の相手方となる企業等をいう。

(範囲)

第3条 市長は、ネーミングライツの行使が新潟市広告掲載要綱第3条1号から5号まで及び7号から9号までの各号に該当すると認めるときは、ネーミングライツを付与しないものとする。

2 新潟市広告掲載基準第4条各号に該当する業種又は事業者は、パートナーとなることはできない。

(愛称看板の掲出)

第4条 ネーミングライツの行使によりパートナーが掲出する看板等の表記方法は、新潟市広告掲載基準第5条各項に規定する掲載基準によるものとする。

(パートナーの募集)

第5条 市長は、パートナーを公募により決定するものとする。ただし、ネーミングライツ事業契約満了時には、契約中のパートナーに優先交渉権を付与するものとする。

2 市長は、前項の公募に必要な事項を別に定める。

(優先交渉者の選定)

第6条 市長は、前条に規定する公募に申込みがあったときは、申込内容に対する総合的な審査を経たうえで、ネーミングライツの付与の可否及びネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉をする順位を決定するものとする。

(選定委員会)

第7条 市長は、前条に規定する選定を適正に行うため、新潟市アイスアリーナネーミングライツパートナー選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、優先交渉者の選定に関し必要な事項を審査する。
- 3 委員会は、文化スポーツ部長、政策調整課長、広報課長、財務課長、財産活用課長及びスポーツ振興課長で構成し、委員長には文化スポーツ部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員長及び委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(パートナーの決定)

第10条 市長は、第6条の規定により決定した順位に従い、次に掲げる事項について、パートナーになることを希望する企業等と交渉し、パートナーを決定するものとする。

- (1) 命名権料の支払いに関する事
- (2) 愛称看板等の掲出に関する事
- (3) 愛称を露出させる手段に関する事
- (4) 権利及び責務に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業契約に関し市長が必要と認める

事項

第11条 市長は、前条の規定によりパートナーを決定したときは、遅滞なくネーミングライツ事業契約を締結するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツの付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

新潟市アイスアリーナ施設概要

1. 事業概要

市民の健康増進及び氷上スポーツの普及・振興を目的にするとともに、市民の交流、地域の活性化を促進し、氷上競技における本州日本海側の拠点として、スポーツ文化の醸成、市外からの交流人口の拡大を図るために本施設を整備・運営しています。

本施設は、フィギュアスケート、アイスホッケー、ショートトラックに対応するメインリンクと、カーリング3シート相当のサブリンクを備え、誰もが快適に楽しめ、自然環境にも優しい施設です。

2. 建物概要

建設場所	: 新潟市中央区鐘木 257 番地 17
敷地面積	: 9,994 m ²
主要諸室	: メインリンク (30m×60m 国際規格), サブリンク (15m×45m), 観客席 (1000 席程度), 選手更衣室, 休憩・軽食コーナー, 救護室, 貸靴・履き替えコーナー, 多目的室, 会議室, おやこルーム, 事務室
構造・階数	: 鉄骨造 地上 2 階
延床面積	: 5,499 m ² (1 階 4,707 m ² 2 階 792 m ²)
駐車場	: 普通車 96 台, 大型車 2 台, 自転車・バイク 50 台
その他	: 液体二酸化炭素冷媒の使用による消費エネルギーの低減 太陽光発電システム (521.4Kw) の設置による再生可能エネルギーの活用

3. 竣工

平成 26 年	1 月	竣 工
同 年	2 月	オープン

4. 運営概要

運営事業者	: 株式会社 新潟パティネレジャー
利用期間	: 通年利用可能
定休日	: なし
利用時間	
個人利用	: 10:00~18:00 (一般滑走 ※時期により変動あり)
専用利用	: 18:00~10:00 (貸切, 練習利用など)
利用できる 種目	: フィギュアスケート, アイスホッケー, ショートトラック, カーリング, アイススレッジホッケー, 車いすカーリング ほか

5. 案内図

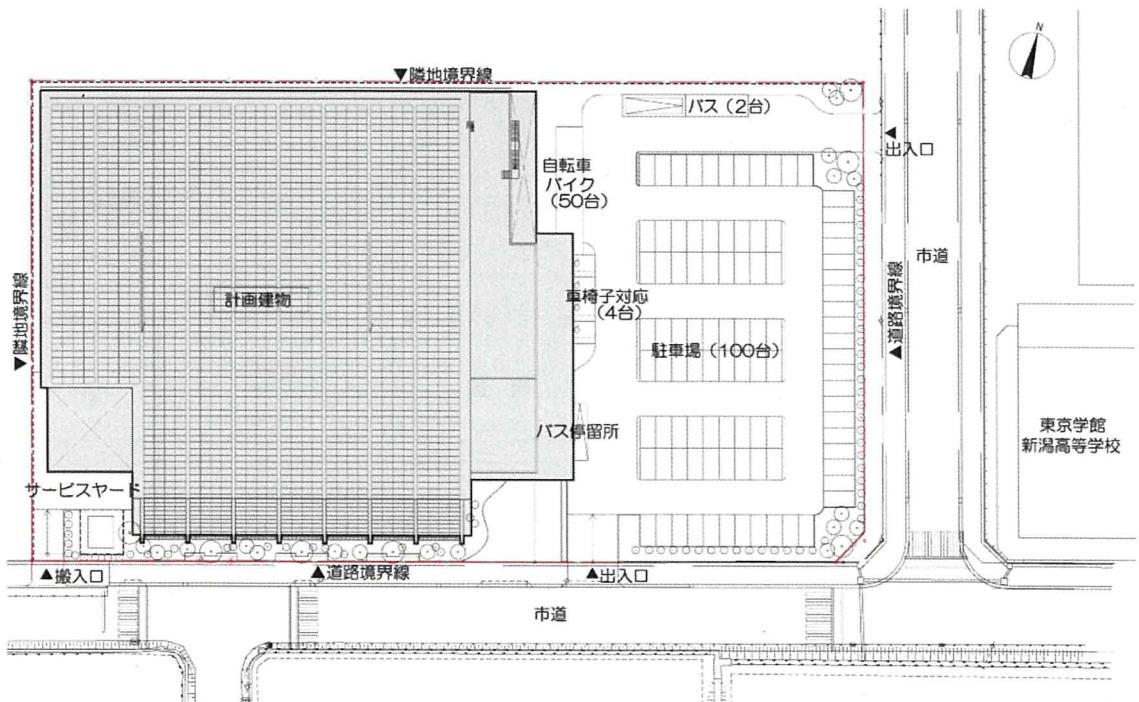


6. イメージパース

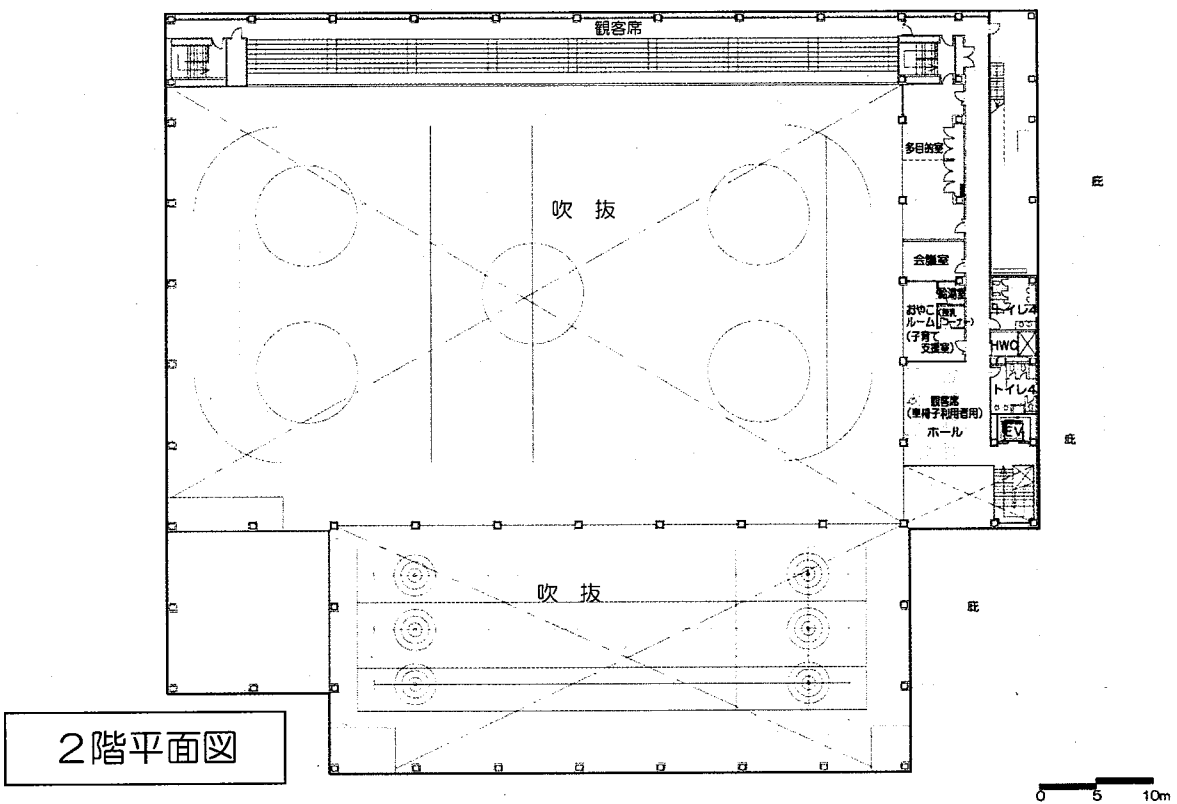
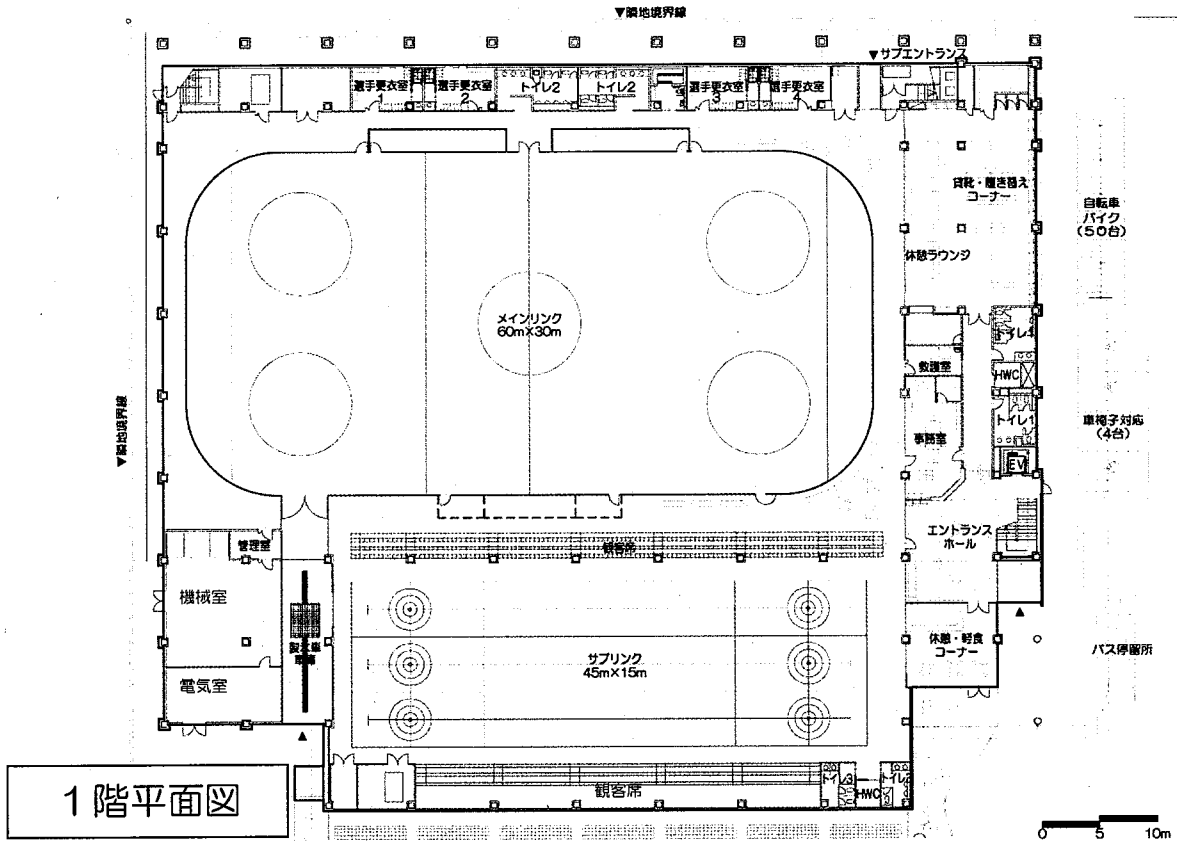




7. 全体配置図



8. 1・2階平面図



新潟市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（以下「市有財産」という。）を広告媒体として有効に活用し、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、WEBページ、施設その他の市有財産のうち広告を掲載することが可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (6) 個人若しくは団体等の名刺広告に係るもの
- (7) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に掲げる広告に該当するかどうかの基準は、別に定める。

(広告媒体の選定等)

第4条 市長は、広告掲載を行う場合、広告媒体ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告審査委員会)

第5条 市長は、広告掲載を適正に行うため、新潟市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、広告掲載の可否その他広告掲載に関し必要な事項を審査する。
- 3 委員会は、財務部長、地域・魅力創造部政策調整課長、地域・魅力創造部広報課長、市民生活部消費生活センター所長、教育委員会地域教育推進課長及び財務部財務課長で構成し、委員長には財務部長をもって充てる。
- 4 前項に規定する者のほか、委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関する事項を所管する課の長を委員として加えることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、広告内容等に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員長及び委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、財務部財務課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行にかかわらず、既に募集を行っている媒体については、平成23年3月31日までに掲載を承諾した分について、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

パートナーメリットの概要

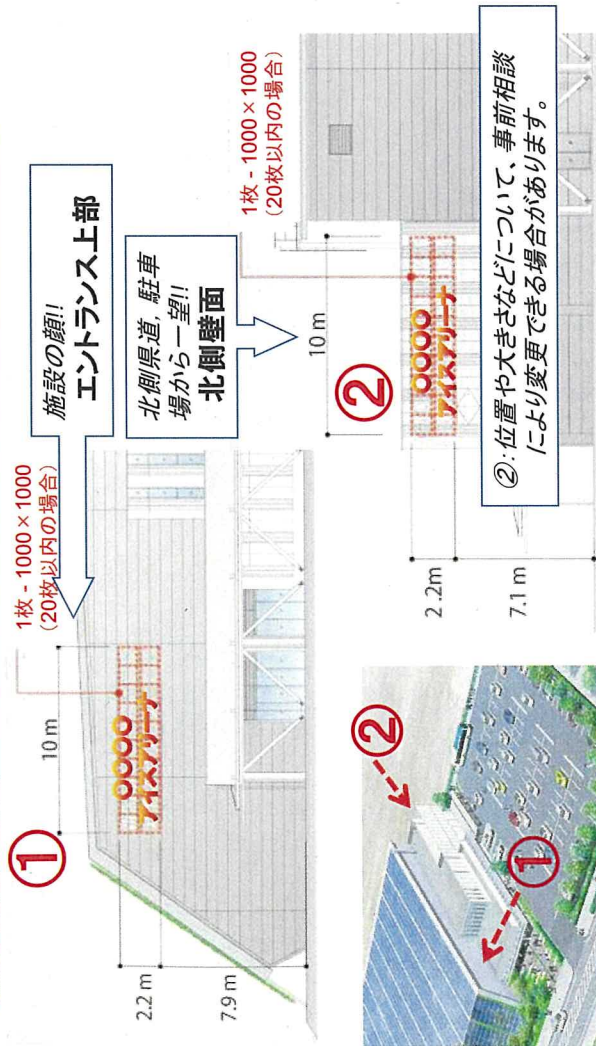
1. 本施設の愛称命名権

(例)

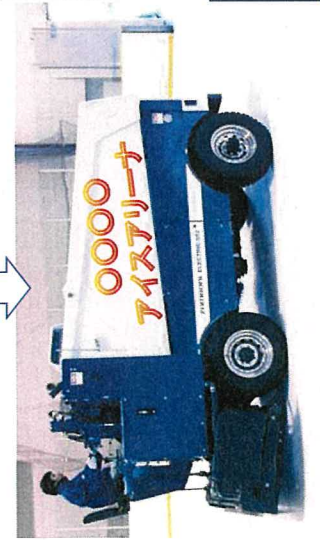
〇〇〇〇アイスアリーナ

市民が親しみやすい名前を付けてください。
 ※企業名やブランド名などを用いた愛称を付けることができます。施設の正式名称「新潟市アイスアリーナ」は変更しませんが、市は可能な限り愛称を使用します。

2. 施設、車輛等への愛称看板の設置



整水車2台
約2時間おきにリンクを整水!!



送迎バス2台
土日祝日は30分間隔で新潟駅南口とアイスアリーナをシャトル運行!!

3. 本施設の利用率

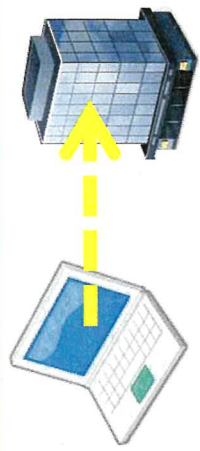
4~9月のうち、大型連休期間を除く1日を、貸し切りで専用利用することができます。
 職員の福利厚生やイベント開催、株主へのアピールなど、アイデア次第で活用してください。

例えば...

- 社員水上運動会
- 冬物商品発表会
- CM撮影
- 顧客、株主招待
- 氷上試験



4. 本施設ホームページへのバナー掲載



施設HPにバナー掲載することで、企業情報や商品情報などにアクセスできます。

5. その他

本施設のネーミングライツパートナーであることを、企業や商品PRなどにご利用いただけます。
 その他、希望があれば、契約交渉時に相談します。

○新潟市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新潟市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものである。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 新潟市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (12) 法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可の商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体等による布教推進を主な目的とするもの
- カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- キ 社会的に不適切なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ その他市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）
- イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ウ 製品やサービスなどについての虚偽の証言や、使用した者の実際の見解ではないもの、証言者の明らかでないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等に違反する業種、商法又は商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品又はサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿又は裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例として表示するもの又は広告内容に関連するもの等で、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。

イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写等、善良の風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として適当でないもの

(広告表示内容についての業種ごとの個別基準)

第6条 広告媒体を所管する課は、掲載する広告の表示内容について、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき広告内容等を審査するものとし、可否について疑義が生じた場合は、直接、関係法令等を所管する課又は機関に協議するものとする。

(1) 人材募集広告

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等関係法令を遵守すること。

イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっせんを目的とする疑いのあるものは掲載しないこと。

ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的とするものは掲載しないこと。

(2) 語学教室等

ア 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。

例：一か月で確実にマスターできる 等

(3) 学習塾・予備校・専門学校等

ア 合格率や就職率など実績を掲載する場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示すること。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しないこと。

(4) 外国大学の日本校

ア 日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではない旨を明確に表示すること。

(5) 資格講座

- ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しないこと。また、国家資格ではない旨を明確に表示すること。
- イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しないこと。また、資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示すること。
- ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しないこと。
- エ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。

(6) 病院・診療所・助産所

- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び6条の7，獣医療法（平成4年法律第46号）第17条，厚生労働省の告示，同省の「医療広告ガイドライン」の規定の範囲内で表示すること。
- イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。
- ウ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べてはならない。
- エ バナー広告のリンク先である病院等のホームページは、広告にはあたらないため、前号の規定は適用しない。
- オ 不明な点は、保健所保健管理課へ確認すること。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- ア あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること。
- イ 施術者の技能，施術方法又は経歴に関する事項は表示してはならない。
- ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院，カイロプラクティック，エステティック等）の広告は掲載できないため，業務内容の確認は必ず行うこと。
- エ 不明な点は，保健所保健管理課へ確認すること。

(8) 薬局・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具（健康器具，コンタクトレンズ等）

- ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条及び厚生労働省「医薬品等適正広告基準」の規定並びに各法令所管省庁の通知等の規定の範囲内で表示

すること。

イ 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。

ウ 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

エ 医薬品等の効能効果等又は安全性について、具体的効能効果等又は安全性を示して、それが確実である保証をするような表現は表示できない。

(9) 健康食品・保健機能食品・特別用途食品

ア 健康増進法（平成14年法律第103号）第32条の2、薬事法第68条、食品衛生法（昭和22年法律第223号）第20条並びに各法令の所管行政庁の通知等の規定の範囲内で表示すること。

イ 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果について表示できない。

ウ 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。

エ 広告を掲載する事業者が、事業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当部署及び食品担当部署において広告内容が適法・適正であることについて確認をとっていること。

(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

ア 介護サービス全般（介護老人保健施設を除く）については、保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。また、広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。なお、その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：新潟市事業受託事業者等

イ 有料老人ホームについては、アに規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。また、所管都道府県の指導に基づいた内容であるほか、公正取引委員会「有料老人ホーム等に関する不当な表示及び同表示の運用基準」に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業については、広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとするほか、その他利用に当

たつて著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。

エ 介護老人保健施設については、介護保険法第98条の規定により広告できる事項
以外は広告できない。

(1 1) 墓地等

ア 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明
記すること。

(1 2) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、事業者の名称、所在地、電話番号、認可免許証番
号等を明記すること。

イ 不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、
価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに、「不動産の表示に関する公
正競争規約」による表示規制に従うこと。

ウ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「完売間近」等

(1 3) 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等

ア 各業に関する法令及び監督団体等の定める広告規制に抵触する内容ではないこと。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者
名は表示しないこと。

(1 4) 旅行業

ア 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。ただし、補償については、広告
内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等へ
の誘導等があればよいものとする。

イ 不当表示に注意すること。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

ウ その他広告表示について旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及
び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(1 5) 通信販売業

ア 広告主の法人概要、商品カタログ等を確認し、妥当と判断したものに限り掲載す
ること。

イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条の規定に反しない
こと。

(1 6) 雑誌・週刊誌等

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- キ 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しないこと。
- ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画・興業等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しないこと。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しないこと。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しないこと。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しないこと。
- オ ショッキングなデザインは使用しないこと。
- カ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。
- キ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しないこと。

(18) 古物商・リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

(19) 結婚相談所・交際紹介業

- ア 結婚相手紹介サービス協会に加盟していること。
- イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。
- ウ 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得している等）。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(21) 募金等

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第73条に定める社会福祉事業のための寄付金募集に限る。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けている旨を明確に表示すること。

例：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(22) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしないこと。

例：〇〇〇のバッグ50,000円、
航空券 新潟～福岡 15,000円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(23) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、その旨表示すること。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しないこと。

また、倉庫業法に基づく「トランクルーム」ではない旨を明確に表示すること。

(24) ダイアルサービス

ア 各種のダイアルサービスは内容を確認のうえ判断すること。

(25) ウイークリーマンション等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(26) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

ア 本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

例：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

(27) 金融商品

ア 投資信託等については、将来の利益が确实・保証されているような表現はできないほか、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。また、元本が保証されない等のリスクを、わかりやすく明示すること。

イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等については、監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であり、名称や登録番号、業界団体会員であることを必ず明記すること。また、利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを、わかりやすく明示するほか、安全性や有利性等を強調し、いたずらに投機を煽るものでないこと。

ウ その他金融商品については、当該金融商品の内容に応じ、本号ア及びイの規定を準用すること。

(28) その他、表示について注意を要すること

ア 割引価格の表示については、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるものについて、費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告については、広告主の法人格を明示し、法人名を明記するほか、広告主の所在地、連絡先の両方を明示すること（連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。）。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

オ 肖像権・著作権については、無断使用がないか確認をすること。

カ 宝石の販売については、虚偽の表現に注意すること（公正取引委員会に確認の必要あり）。

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

キ 個人輸入代行業等の個人営業広告については、必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。

ク アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

また、飲酒を誘発するような表現がないよう注意すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

(WEBページに関する基準)

第7条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけではなく、

当該広告が直接リンクしているWEBページの広告内容についてもこの基準を適用する。

附 則

この基準は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

新潟市アイスアリーナ ネーミングライツ評価基準

優先交渉者の選定に際し、提出書類に基づき、新潟市アイスアリーナネーミングライツパートナー選定委員会が、以下の評価基準で総合評価を行います。

評価項目	配点	評価内容
金額及び期間 (価格審査)	50	価格審査点 = 配点 × (比較金額 ÷ 最高比較金額) 比較金額 = 提案契約金額(年額) × (1+0.1×提案契約年数)
愛称	30	分かりやすさ, 施設イメージとの整合, 親しみやすさ
適格性	20	応募者の経営安定, 社会貢献

- ①提案された契約金額に、契約年数1年につき10%の加算を行い、比較金額を算出します。
- ②各応募者の比較金額を、最も高額な比較金額で割ったものに配点をかけて価格審査点を算出します。なお、価格審査点は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算定します。

例 応募がA社、B社のみで、以下の提案内容の場合
 A社 提案契約金額:1,200万円 提案契約年数:3年
 B社 提案契約金額:1,200万円 提案契約年数:5年
 ↓
 A社 比較金額:12,000,000 × (1+0.1 × 3) = 15,600,000円
 B社 比較金額:12,000,000 × (1+0.1 × 5) = 18,000,000円
 A社 価格審査点:50 × (15,600,000 ÷ 18,000,000) = 41.7点
 B社 価格審査点:50 × (18,000,000 ÷ 18,000,000) = 50.0点

- ③「愛称」及び「適格性」は、全委員が以下の5段階で評価を行い、得点を算出します。

評価	判断内容	得点の算出方法
A	特に優れている	配点 × 1.00
B	優れている	配点 × 0.75
C	標準的である	配点 × 0.50
D	やや劣る	配点 × 0.25
E	非常に劣る	配点 × 0.00

- ④評価項目ごとに全委員の得点を平均し、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算定します。

- ⑤「愛称」または「適格性」の得点が、配点の25%未満の提案は失格とします。

- ⑥各応募者の全ての評価項目の得点を合算し、最高得点の応募者を優先交渉者とします。

- ⑦最高得点の応募者が2名以上いる場合は、価格審査点の高い応募者を優先交渉者とします。

様式 1

ネーミングライツパートナー申込書

平成 年 月 日

新潟市長

所在地	
名称	
代表者	印

新潟市アイスアリーナ ネーミングライツパートナー募集要項の内容に同意し、下記のとおり応募します。

記

提案内容	契約金額	1年あたり _____ 万円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約期間	2019年4月1日から _____ 年3月31日まで
	愛称	
	(英語表記)	
	命名理由 (愛称に関する説明)	

担当者	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※裏面に「暴力団排除に関する誓約」があります。

暴力団排除に関する誓約

新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。)に基づき行政事務全般からの暴力団排除措置を講じています。

応募にあたっては、次の事項を確認のうえ、□にレを記入してください。

自己又は自己の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(条例第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。

【参考】新潟市暴力団排除条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び当該行為が市民生活又は社会経済活動に与える不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(市の事務又は事業において講ずべき措置)

第6条 市は、公共工事の契約その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものを市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとする。

様式 2

委任状

平成 年 月 日

新潟市長

私は次の者をもって、新潟市アイスアリーナネーミングライツ事業の応募に関する権限の一切を委任します。

委任者	所在地		
	名称		
	代表者		印

受任者 (代理人)	所在地		
	代理店名		
	代表者		印

様式 3

ネーミングライツパートナーの募集に関する質問書

平成 年 月 日

新潟市アイスアリーナ ネーミングライツパートナーの募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

提出者	企業名等	
	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※広告代理店が質問書を提出する場合は、「所属部署」欄に代理店名を記載し、代理店の担当者氏名と連絡先(電話番号, E-mail)を各欄に記載してください。

質問内容	

※募集要項, 別紙資料, 様式に関する質問は, 対象となる記載内容の場所がわかるように記入してください。